

農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱

制 定 令和4年4月1日付け3新食第1991号
農林水産事務次官依命通知
最終改正 令和8年4月10日付け8新食第78号

(趣旨)

第1 海洋プラスチックごみ問題等を背景として、2022年の国連環境総会において、「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)」について議論するための政府間交渉委員会(INC)が設立されているほか、特にEUでは、全ての包装について、リサイクル可能な包装であること、リサイクル材の最低含有割合等を市場参画要件とした包装及び包装廃棄物規則(Regulation (EU) 2025/40)が発効されるなど、その排出抑制及び再生材利用の義務化の動きが進んでいる。

国内でも、プラスチック資源循環戦略(令和元年5月関係省庁決定)や、プラスチック資源循環促進法(令和3年法律第60号)に基づき、廃プラスチックの発生抑制・再使用・分別回収を推進してきたところ、「第5次循環型社会形成推進基本計画」(令和6年8月2日閣議決定)において、資源や製品を循環的に利用し、付加価値を創出する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行が国家戦略として位置付けられた。

プラスチックについては、今後特に、マテリアルリサイクル及び循環型ケミカルリサイクルでの素材循環重視のリサイクルを推進することとされ、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第52号)による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)において、脱炭素化を促進するため、再生材の利用義務を課す製品を政令で定め、一定規模以上の事業者に対して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付けるなど、今後も、国内外のプラスチック製品に関する情勢は大きな変動が見込まれる。

こうした中で、我が国の食品産業、農畜産業及び漁業分野においては、飲食料品の容器包装、農業における被覆資材、畜産業におけるサイレージ用ラップフィルム、漁業における漁具等多くのプラスチック製品を利用しているが、再生利用が進んでいないことや、使用済みプラスチック製品の海洋流出、マイクロプラスチックが海洋環境や海洋生物に及ぼす影響等が懸念されている。

このことから、廃プラスチックの発生抑制及び適正な廃棄物処理、再生プラスチックや生分解性プラスチック等の代替素材の利用並びにリサイクル体制の構築や機運の醸成が求められているところであり、食品産業、農畜産業及び漁業における廃プラスチックの排出及び流出抑制対策並びにプラスチック資源循環を推進する取組を支援する。

(通則)

第2 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(事業の内容)

第3 本事業において実施する事業の内容、補助事業者及び事業採択者は、別表1のとおりとする。

(事業の実施)

第4 補助金の交付を受けようとする者は、農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産

業)、農林水産省農産局長又は水産庁長官(以下「総括審議官等」という。)が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、第6第1項の規定による交付申請書に添付するものとする。

2 採択基準については、総括審議官等が別に定める。

(交付の対象及び補助率)

第5 農林水産大臣(以下「大臣」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として大臣が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表2に定めるところによる。

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を大臣に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第7 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、総括審議官等が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第8 大臣は、第6第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第6第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第8第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第10 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣に遅滞なく届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合には、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第11 補助事業者は、第8第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の

全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

- 第12 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第13に規定する軽微な変更を除く。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 補助事業者は、前項各号に定める場合のほか、補助金額の減額を伴う変更をしようとするときは、同項の規定に準じて大臣の承認を受けることができる。
- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第13 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表2の軽微な変更の欄に掲げるものとする。

(事業遅延の届出)

- 第14 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別記様式第4号による遅延届出書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって同項の書類の提出に代えることができる。

(状況報告)

- 第15 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月末日現在において、別記様式第5号による事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月末日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号による概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
- 2 前項の規定による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(概算払)

- 第16 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第6号の概算払請求書を大臣及び官署支出官大臣官房予算課経理調査官（別表2の3の事業にあつては水産庁長官）に提出しなければならない。
- なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書の規定に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

(実績報告)

- 第17 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業が完了したとき（第12第1項の規定による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号による年度終了実績報告書を作成し、大臣に提出しなければならない。
- 3 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第6第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書

を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第18 大臣は、第17第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（額の再確定）

- 第19 補助事業者は、第18第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第17第1項の規定に準じて提出するものとする。
- 2 大臣は、前項の規定に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第18第1項の規定に準じて改めて額の確定を行うものとする。
 - 3 第18第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

（交付決定の取消等）

- 第20 大臣は、第12第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第8第1項の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適切な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第18第3項の規定を準用する。

（財産の管理等）

- 第21 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交

付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第22 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第5号の大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のソフトウェアとする。
 - 3 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
 - 4 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
 - 5 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(収益納付)

- 第23 補助事業者は、補助事業の実施によって、相当の収益が生じたときは、総括審議官等が別に定めるところにより、その旨を報告しなければならない。
- 2 前項の規定による報告があった場合、その他補助事業者と同項の規定により報告すべき相当の収益を生じたものと総括審議官等が認定したときは、総括審議官等が別に定めるところにより、当該収益の一部又は全部を国に納付させることがある。

(補助金の経理)

- 第24 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して同項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
 - 3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号による財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。
 - 4 前3項の規定に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物及び台帳のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(指導等)

- 第25 総括審議官等は、本事業の適正な執行を確保するため、補助事業者に対し、必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

(委任)

- 第26 本事業の実施については、本要綱に定めるもののほか、総括審議官等が別に定めるところによる。

(附則)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

- 1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

(附則)

- 1 この改正は、令和8年4月13日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表1 (第3関係)

事業の内容	補助事業者	事業採択者
<p>1 食品産業プラスチック資源循環対策事業 食品産業におけるプラスチック資源循環の推進を目的として行う、下記の(1)又は(2)のいずれかの取組の支援を行う。</p> <p>(1) 再生プラスチック利用の取組の課題整理 食品事業者による再生プラスチックの利用拡大を目的として行う、下記の①及び②の取組。</p> <p>① プラスチック製品の回収、分別、再生、素材及び容器包装製造並びに流通を経て再生プラスチックが食品事業者によって容器包装として利用されるまでの取組。</p> <p>② ①の取組の結果を踏まえ、再生プラスチックのライフサイクルにおける課題(量、質、コスト)について調査及び検証を行い、再生プラスチック利用拡大に向けた対応策の検討及び取りまとめを実施し、農林水産省事業担当課と協議の上、インターネットでの公表等により情報発信を行い、広く普及を図る取組。</p> <p>(2) 環境配慮設計製品の標準化促進 食品容器包装等の環境配慮設計(減量化、単一素材化、プラスチック以外への代替、再生プラスチックの利用等)の優良事例、知見を踏まえつつ、廃プラスチック削減や資源循環に資する製品設計の基準検討や、製品分野ごとの設計の標準化(製品設計ガイドライン策定等)に向けて行う取組。</p> <p>2 農畜産業プラスチック対策強化事業 農畜産業由来の廃プラスチックの排出抑制及び資源循環利用の推進に向け、農業現場の先進的な取組事例や廃プラスチックのリサイクル技術、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書(条約)の影響等に関する調査の支援を行う。</p> <p>3 漁業系プラスチック資材の資源循環等推進事業 漁業分野における海洋プラスチックごみ対策として行う、下記の(1)から(3)までの取組の支援を行う。</p> <p>(1) 漁具リサイクルの推進支援 全国的なリサイクル体制構築のモデルとなる効率的で低コストなリサイクル体制作りのための実証</p>	<p>1 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>2 農林水産省農産局長が別に定める者から公募により選定された団体</p> <p>3 水産庁長官が別に定める者から公募により選定された団体</p>	<p>1 農林水産省大臣官房総括審議官(新事業・食品産業)</p> <p>2 農林水産省農産局長</p> <p>3 水産庁長官</p>

<p>(2) リサイクルのインセンティブにつながる取組等支援 リサイクルのインセンティブにつながる取組として漁具リサイクルの認証制度の構築及び漁具リサイクルの普及啓発</p> <p>(3) 生分解性漁具の開発・実証支援 プラスチック製漁具の海洋流出による海洋生物への負荷を抑制するために行う、生分解性漁具の開発・実証</p>		
--	--	--

別表2 (第5第2項及び第13関係)

区 分	経 費	補 助 率	軽 微 な 変 更	
			経費の配分の 変 更	事業の内容 の 変 更
農林水産分野における 持続可能なプラスチック 利用対策事業	補助事業者が本要綱に基づいて実施する事業に要 する次の経費 1 食品産業プラスチック資源循環対策事業費 2 農畜産業プラスチック対策強化事業費 3 漁業系プラスチック資材の資源循環等推進事業 費	定 額	経費の欄に掲げる 経費の相互間におけ る増減以外の変更	補助事業に要する経費 の30%以内の減 事業の内容の追加又は 削除以外の変更

別記様式第1号（第6第1項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年度において、下記及び別添の事業実施計画のとおり事業を実施したいので、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第6第1項の規定に基づき、補助金〇〇〇円の交付を申請する。

記

I 事業の目的 別添事業実施計画のとおり

※事業実施計画の添付を省略する場合は、概要を簡潔（1～2行程度）に記載すること

II 事業の内容及び計画 別添事業実施計画のとおり

※事業実施計画の添付を省略する場合は、概要を簡潔（5行程度）に記載すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に 要する経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇事業 ※農林水産分野に おける持続可能な プラスチック利用 対策事業補助金交 付等要綱の別表2 の経費の欄に掲げ る事業を記載す る。	円	円	円	
合 計				減額した金額 〇〇〇円

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものにチェックを入れること。

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 国又は地方公共団体の一般会計
- 国若しくは地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であつて、当該事業年度における補助金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

IV 補助事業の完了予定年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(添付資料)

- 1 事業実施計画（総括審議官等が別に定める様式）
※ 課題提案書の内容から変更がない場合は、その旨記載するとともに、事業実施計画の添付を省略することができる。
- 2 補助事業者の概要（団体概要等）が分かる資料
 - ・ 補助事業者が民間企業である場合にあっては、営業経歴（沿革）及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
 - ・ 補助事業者が民間企業以外の者である場合にあっては、定款及び直前3カ年分の決算（事業）報告書（又はこれに準ずるもの）
 - ・ その他補助事業者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット、リーフレット等）
- 3 事業費の積算に事務局員手当、謝金又は賃金を計上する場合は、その根拠資料
- 4 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、委託契約書の案
- 5 他者に事業の一部を委託して行わせる場合は、一般競争入札により決定することが原則であるが、一般競争入札を行うことが困難又は不相当であり委託先が決定している場合は、一般競争入札を行うことが困難又は不相当である理由及び委託先の概要が分かる資料
- 6 みどりチェックシート（総括審議官等が別に定める様式）
※ 別表1の1から3の事業のうち、申請する事業の内容に応じた様式を添付すること。

- (注) 1 この申請書は、事業ごとに区分してそれぞれ作成すること。
- 2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第12第1項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）変更等承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり〇〇したいので、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第12第1項の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 下線部分については、変更の場合は「変更」、中止の場合は「中止」、廃止の場合は「廃止」とする。
- 2 記の記載要領は、別記様式第1号の記の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」（中止の場合は「中止の理由」、廃止の場合は「廃止の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。
なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったもの限り添付すること。（申請時以降変更のない場合は省略できる。）
- 3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第4号（第14第1項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）遅延届出書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第14第1項の規定に基づき届け出ます。

記

- 1 補助事業が（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）理由
- 2 補助事業の遂行状況

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- （注）
- 1 括弧内は、該当するものを記載すること。
 - 2 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期を延期して事業を継続したい場合のみ記載すること。
 - 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
 - 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第6号（第16関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）概算払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

〔別表2の3の事業については
官署支出官 水産庁長官〕

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあった事業について、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

（また、併せて、令和〇〇年〇〇月〇〇日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。）

記

区分	総事業費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇月〇日現在の出来高	(C) 今回請求額		(A)-((B)+(C)) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日現在の予定出来高	金額	〇月〇日までの予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。
2 括弧内は、第15第1項ただし書の規定による場合のみ記載することとし、記載しない場合は表中の遂行状況報告欄は空欄とすること。
3 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第5号（第15第1項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第15第1項の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇年〇月〇日までに完了したもの		〇年〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「Ⅲ 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
- 3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第7号（第17第1項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第17第1項の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額として農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

交付申請にあたり提出した申請書の別添事業実施計画と記載及び添付書類が重複し省略した場合は、「記」以下を下記の（注）に置き替える。

（注）1 事業の実績が、交付申請の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であった。」旨加筆し、事業実施計画の添付は省略すること。

2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。

3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し、みどりチェックシート（環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたもの）を添付すること。

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助事業に要した 経費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		国 庫 補助金 (A)	その他 (B)	

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

(注) 区分の欄は、3 経費の配分及び負担区分の「区分」欄の事業名とその経費を記載する。

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。
- 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し及び契約書、請求書、領収書等の写し、みどりチェックシート（環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックしたもの）を添付すること。このほか、交付申請書又は変更等承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。
- 4 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第8号（第17第2項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）年度終了実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第17第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補 助金	(A) の うち年度 内支出済 額	概算払 受入済額	(A) の うち未支 出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）。
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は、区分して記載すること。
- 4 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 5 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

別記様式第9号（第17第4項関係）

令和〇〇年度農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金
（〇〇〇事業）消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金について、農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業補助金交付等要綱第17第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1	適正化法第15条の補助金の額の確定額 （令和〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2	補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4	補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額）	金	円

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。（補助事業に要した経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額について、補助金相当額を補助金の額から減額した場合は、（3）の資料を除き添付不要である。）

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

（1）消費税確定申告書の写し（税務署受付済のもの）

（2）付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

（3）3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。）

（4）補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 1 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

(1) 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署受付済のもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料

(2) 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料

(3) 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署受付済のもの）

(4) 補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

地区名		地区	事業実施年度			年度		農林水産省所管補助金名									
事業区分	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		概要
	事業種 目	事業主 体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業 費	負 担 区 分				耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日	処分の 内 容	
									国庫補 助金	都道 府県費	市町村 費	その他					
								円	円	円	円	円					
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。